

## 第7章 学生支援

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学の建学の精神及び教育目標に基づき、社会情勢の変化や医療技術の進歩・発展に伴い医療現場が刻々と変わっていく中で、時代の求める高い専門性、豊かな人間性及び教養を備え、これからの社会が抱える様々な課題に対して、新しい視点から総合的に解決することのできる医療人材の育成を図るとともに、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うことができるよう、修学・生活全般を総合的に支援する環境を整備することを目的として「学生支援に関する基本方針」を定めており（資料7-1）、学生が学業を効果的に継続できるよう一貫して入学から卒業まで支援している。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・学生の能力に応じた補修教育、補充教育
- ・正課外教育
- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・障がいのある学生に対する修学支援
- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・退学希望者の状況把握と対応
- ・奨学金その他の経済的支援の整備

評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・学生の相談に応じる体制の整備
- ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
- ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

評価の視点5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

評価の視点6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

本学では、建学の精神及び教育理念に基づき、時代の求める高い専門性、豊かな人間性及び教養を備え、これからの社会が抱える様々な課題に対して、新しい視点から総合的に解決することのできる医療人材を育成するために、本学学生(学部・大学院)の修学・生活全般を総合的に支援する環境を整備することを目的とし、修学支援、生活支援及び進路支援に係る「学生支援に関する基本方針」を定めており、各学部学科・研究科及び事務局においては、緊密に連携を図って学生への修学支援、生活支援、進路支援(就職支援)等を適切に実施している。

具体的には、基本方針に沿って、学部学科教員による学生指導、サポート体制を構築し、事務局においても担当部署として学生支援センターを設置し、保健室、教務部、各キャンパス事務部職員の関係部署において緊密な連携を図り、教員と職員が協働して学生の個々の相談に応じる体制を整備している。

医療保健学部においては、1年次から全学生に対して学生生活支援を継続的に行うため、学生をグループに分け各学科の教員をアドバイザーとして配置し、履修指導を含めた修学上の問題や学生生活上の悩み、卒業後の進路について、アドバイザー教員による個別面談を行うなど親身に相談に応じ、適宜専門的支援へとつないでいる。

また、東が丘・立川看護学部においては、豊かな学生生活を送ることができるよう学生相互の交流や情報交換を目的として、各学年の学生と教員で構成するコンタクトグループを設けている。1学年を43グループに分け、1グループが各学年5~10名で合計約20名の学生と教員1名で編成しグループ毎に交流や情報交換のための活動を行っている。また、学年担任を2名の教員が担当し学生生活全般にわたり相談窓口となり、将来の進路に関すること、大学生活、友人関係に関すること、学習に関すること、休学、退学に関することなど、一人では解決できない時や悩んだ時には相談できる体制を整備している。

#### 〔修学支援〕

特に、学生に対する修学支援については、ガイダンス機能の充実を図りながら、学生が修学する上で必要とする情報の提供を行っている。体調不良等により欠席が多く見られる学生等については、各学科・各年次の担任教員・アドバイザー教員、学生支援センター・保健室・教務部職員等関係部署において緊密に連携し、学生との面談を行って適切な修学支援に取り組んでいる。

なお、進路変更等により止むを得ず退学を希望する学生については、保証人・学生・教員との面談を繰り返し行って修学を勧める等の努力を行っている。平成28年度では、医療保健学部全体の退学率(除籍を含む)は1.7%、東が丘・立川看護学部は2.1%である。学生の退学理由をみると、実習授業をきっかけに当初描いていた医療系のイメージの違いによって、適性・興味・関心について考え、学生が自分の本当に進みたい道か疑問を感じて進路再考・進路変更や病気療養(メンタル等)のために休学から退学につながるケースがほとんどである。最近では経済的な理由での退学も見受けられる。

また、本学では、入学後、初年次教育の一環として毎年度新入生全員を対象とした合宿研修を実施している。5月上旬の2日間に亘り国立オリンピック記念青少年総合センターを利用して新入生合同による全体講義(学長講話、マナー講座、薬物・カルト宗教・性感染症防止に関する講話)、教育内容の理解を深めるための各学部学科のキャリア教育に関する

講義や将来展望に基づいた学生生活の送り方に関する研修、在學生をもって構成する学友会の企画によるレクリエーション等を実施している。合宿研修においては各学部学科学生の相互交流を密にするとともに、積極性・協調性及びコミュニケーション能力の育成にも役立つことから、今後も引き続き全学の新生が一堂に会する新生合宿研修を実施することとしている。

さらに、本学では、AO入試及び推薦入試で合格し入学手続きを終えた高校生を対象にして、学業意欲の継続的維持と学力の増進を図るとともに、各学部学科の教育目的に沿った修学支援を行っている。具体的には、入学前学修プログラムにおいて、学部学科ごとに数回、英語・生物・化学・数学等の科目に関して学力の維持を図るため通信添削を行うとともに、大学において3日間程度のスクーリングを行っている。

医療保健学部の看護学科においては、AO入試及び推薦入試により早期に入学が決定した入学予定者に対しては、独自の添削課題、授業体験会、e-ラーニング教材の提供等による入学前先取り学修プログラムを実施している。授業体験会において、入学後の学修意欲の向上及び学修習慣継続の動機づけを図るため実際に大学生が受講している授業(1年次生「体の仕組みと働きⅡ」)を聴講し、e-ラーニング「ナーシングスキル」の使用方法的説明を受けるとともに、在學生から大学生活について聞く等、入学後の生活をイメージし大学生活への適応を促進する等学習習慣の継続に一定の効果があつたとする評価が得られている。

また、1年次生の修学支援への活用を図るため、入学時に各学部学科の特性に応じて学生に対し英語・数学・生物に係るプレースメントテストを実施している。プレースメントテストの結果に基づき、各学部学科においては実施結果報告会を開催し、結果の活用方策・効果等を検証するため教員にアンケートを実施している。教員は、プレースメントテストの結果から現状の学生の理解度を把握し、特に英語の授業においてはクラス分けを行った上で授業を実施している。なお、数学及び生物の科目についての理解度が不十分な学生には、補習・補充教育を行う等の適切な修学支援を行っている。

障がいのある学生の修学等の支援については「障がい学生修学支援規程」に基づき、関係部署の教職員が連携し適切に支援している。

#### 〔奨学等支援〕

修学に係る各種奨学金貸与等手続きの適切な支援については、日本学生支援機構の奨学金の貸与を申請する学生に斡旋を行っているが、毎年度貸与を希望した学生全員に斡旋することができている。なお、経済的理由により学費納入が困難な学生については、個別の事情により相談に応じて学費の納入期限を延期するなど修学に支障が生じないよう適切な配慮を行っている。

また、修学支援の一環として、学生のご家族の失職、破産、事故、病気、死亡等若しくはご自宅等の火災、風水害等により家計が急変し、授業料緊急措置の必要が生じた場合、日本学生支援機構の緊急・応急採用奨学金制度を案内することとしている。この緊急・応急採用奨学金制度は、通常の奨学金制度と異なり年間を通じ随時申込みが出来る制度で、無利息の一種奨学金と利息付の第二種奨学金がある。なお、本学においては日本学生支援機構の緊急・応急採用奨学金制度による奨学金の手続きが可能となるまでは授業料の延納

を認めることとしている。

東日本大震災(23.3.11)等により被災し、授業料等の納付が困難となった学生に対して、その経済的支援を図るため、平成23年度から被災の状況に応じて授業料等の特別減免措置を講じている。

なお、学部及び研究科学生のうち成績優秀な者については、本学独自のスカラシップ制度に基づき、授業料等の減免措置による経済支援を行っている(資料7-2、7-3、7-4、大学基礎データ表7)。

#### 〔生活支援〕

ハラスメント防止のための措置については「ハラスメントに関する取扱細則」を定めており(資料7-5、7-6)、同細則に基づき、ハラスメントに関する苦情の申し出及び相談に対応するため相談窓口及び相談員を配置している。また、ハラスメント防止に関する意識啓発及び周知徹底を図るため「ハラスメント防止のためのガイドブック」(資料7-7)を作成し全教職員・全学生に配布している。

各キャンパスに保健室を設置し専任の看護師各1名を配置しており、定期健康診断等による健康指導や日常の学生の身体の不調だけではなく精神的な不安や悩み等の相談を受けている。学生のメンタルケアに関しては平成25年11月から学生支援センターの学生相談室を設け、カウンセラーを配置し適切に対処している(資料7-8)。また、各キャンパスの保健室看護師は学生の状況等により学生相談室カウンセラーに対応してもらうこととし、カウンセラーは、相談の状況により医療機関での緊急対応や安定した治療が学生のメリットになると判断した場合、学生に医療機関において専門医師の診察を受けることを勧め、医療機関の情報提供を行うこととしている(資料7-9)。

#### 〔進路(就職)支援〕

本学は医療系の大学として、本学の建学の精神及び理念・目的に基づき優れた医療人の育成を図ることとしているが、平成30年3月には医療保健学部においては10回目の卒業生、東が丘・立川看護学部においては5回目の卒業生を社会に送り出すことができ、現在までの各学科の就職率は大変高い就職率となっている(資料7-10)。これは各学科教員及び国家資格キャリアコンサルタント等の有資格者(厚生労働省の指定するキャリアコンサルタント能力評価試験の合格者)を配置した学生支援センターを中心に事務局と教員が一体となって手厚い進路支援(就職支援)を行っている成果である。特に医療栄養学科及び医療情報学科においては、卒業生の進路・就職先は病院等の医療機関をはじめ多岐にわたる。医療栄養学科の医療を重視した栄養学の知識や実習等で培う技術を修得した卒業生及び管理栄養士資格を取得した卒業生は、食や健康にかかわる様々な分野に就職し活躍しており、医療情報学科の診療情報管理士や医療情報技師等の資格取得を目標に、医療と情報に関する知識や技術をバランスよく修得した卒業生は、高度化・専門化が進む病院の医療現場や医療系等IT企業、医療機器業界をはじめ幅広い医療や情報等の分野に就職し活躍している(資料7-11)。今後とも医療栄養学科及び医療情報学科で資格を取得した学生の能力・適性を活かせる就職先の更なる拡充に取り組んでいく。

なお、平成29年度の医療保健学部看護学科卒業生(115名)・東が丘・立川看護学部看護学科卒業生(212名)が看護師国家試験に全員合格(100%)したことは創設以来の出来事で

ある。

本学では進路(就職)に関する意識啓発を図るため、早期から個別面談を実施し、就職支援ガイダンス・先輩の就職活動体験を聞く会・就職支援講座・各種国家試験受験対策講座・病院説明会・企業研究キャリア講座等を適切に実施している(資料 7-12、7-13)。

具体的には、医療保健学部3年次生に係る就職活動の取り組みに関し、家族等の意識を高めてもらうとともに就職活動を理解してもらうため、保護者・保証人を対象とした就職説明会を開催し、同日個別相談会にてご家族と就職担当が情報共有を行っている。また、東が丘・立川看護学部看護学科においては就職活動の進め方に関する総合ガイダンスを実施するとともに個人面談・模擬面接を実施して就職支援を行っており、3年次生には早期から就職活動を意識して取り組んでもらうため就職支援講座を実施するとともに国立病院機構主催による病院説明会等を紹介し多くの学生が参加している。

#### 〔保護者懇談〕

本学においては、毎年度学部学科等における教育研究の現状を理解し大学運営に協力していただくため保護者との教育懇談会を開催している。教育懇談会では、理事長、学長、副理事、学部長、学科長、研究科長が出席し、医療保健学部の看護学科、医療栄養学科、医療情報学科、東が丘・立川看護学部看護学科における教育内容・方法等の取り組み状況について説明を行い、保護者からご意見・ご要望等をいただく貴重な機会となっている。

#### 〔学友会活動〕

本学には、学生の自主活動によって組織される課外活動団体として「東京医療保健大学学友会」があり(資料 7-14)、平成29年度は247名の学生が委員として活動している。

平成29年度の主な活動としては、スポーツ大会実行委員会によるスポーツ大会(380名参加)、大学祭実行委員会の企画・運営による大学祭(医愛祭)がある。また、クラブ・サークルは、女子バスケットボール部、チアダンス部、サッカー部、A C T(救急災害医療)、ひーりんぐぽっと(アロマハンドトリートメント)クラブをはじめ、運動系14団体、文化系8団体のサークル(同好会)があり、平成29年度では797名の学生が活動している。なお、女子バスケットボール部は、第69回全日本大学バスケットボール選手権大会(インカレ)において初優勝し悲願の日本一の栄冠に輝いた。

国立病院機構キャンパス(目黒区)にある東が丘・立川看護学部看護学科においては、学生の課外活動の一環として学生が同区目黒消防団に多数加入しており(平成29年度100名)、目黒消防団においては街を災害から守るという使命感の下、地域の防災リーダーとして幅広い活動を行っているが、学生の消防操法大会・総合防災訓練等の活動ぶりは目黒区及び目黒消防団から高い評価を得ている。

課外活動は幅広い人間性を養い、健全な心身の発達を促すことが期待されていることから、今後も学生支援センターはじめ全教職員による日常的な支援の下課外活動への積極的な参加を奨励していく。さらに、医療系の大学で学ぶ学生として社会貢献・社会活動に関する意識の涵養を図り学修意欲の向上を図るため、ボランティア活動への積極的な参加を奨励している。

#### 〔卒業生支援〕

また、学部卒業生の就職先における状況を確認するとともに在学時の学修や課外活動

の感想等を聞くために、平成 22 年度以降毎年度卒業生に対するアンケート調査を実施している（資料 7-15）。就職後悩んでいることや転職等の相談がある場合に、学生支援センターに相談するよう知らせており、就職後も卒業生と大学を繋ぐ貴重なツールとなっている。

各学部学科・研究科教員と学生支援センターが緊密に連携を図って学生への修学支援、生活支援、進路支援(就職支援)等をはじめ学生の要望に対応した学生支援を適切に実施している。

なお、学生からの授業科目等に関する質問や学生生活上の相談等に応じるため、オフィスアワー制度を設けており、学生は教員の在室を電子表示画面で確かめ連絡・訪問し、直接質問や相談を行うことができる。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。  
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では「学生支援に関する基本方針」に基づき、一人でも多くの在学生在が快適で豊かな学生生活を送り卒業できるよう学生支援体制を構築し取り組んでおり、取り組み状況について自己点検・評価を実施しその結果を外部評価委員会(スクリー委員会)に報告し意見を踏まえ、支援施策の改善・充実を図っている（資料 2-2）。

具体的には、本学学生の学修意識や学修に関する実態を把握し今後の修学支援等の充実を図るため「学生の学修に関する実態調査アンケート」を実施している。アンケートでは、オフィスアワーの利用状況、平均的な 1 日の授業以外(予習・復習等)の学修時間、授業出席時間、平均的な 1 日の読書時間及び学修環境等について聴取している。

また、東が丘・立川看護学部看護学科においては「学生生活実態調査」を行っている。この調査は、学生生活の一環として、1 か月当たりの食費や、平均的な睡眠時間、授業の満足度に関すること、1 日の学修時間、学修場所・教員との交流・担任制に関すること等について聴取している。

これらの調査結果については、今後の学生の能動的学修を促すために活用するとともに教育改善に役立てている。なお、学生の学修時間等に関しては、平成 29 年度から授業出席時間、学修時間、PC 利用の学修時間についての項目を新たに設けて、全学的に把握することとした。

その他、授業内容・方法の改善・充実及び教員の教育力向上を図るために、学生による「授業アンケート」を実施しているが、これらの調査結果などを踏まえ、分析評価、学生の個別面談等に取り組んでいる。特に、心身の疾患等により休学や進路変更の学生に対し教員及び職員が緊密に連携し丁寧な相談を実施している。

## (2) 長所・特色

本学は、平成 17 年度に開学し平成 30 年度には開学 14 年を迎えているが、この間、教育研究組織の充実を図りつつ、学部・大学院を合わせ収容定員が 2,800 人を超える

中規模大学に発展しており、本学において修学した学生は例年高い就職率で社会に多数巣立っている。

これは、本学の建学の精神及び教育目標に基づいた「学生支援に関する基本方針」に則り、本学の「学生支援」の長所・特色である、学科特性や個別学生状況等に応じたきめ細かい学生支援により、学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うべく実践してきた学生支援の成果である。

### （３）問題点

客観的な根拠に基づく取り組みとして「学生の学修に関する実態調査」を行っているが、授業以外の学修時間は１年から２年に進級した後、減少する傾向にあるため、今後は全学的なアンケート項目の共通化を図りその結果を分析し対応を検討していきたい。

また、進路再考・進路変更については、医療系の大学である本学の建学の精神及び理念・目的に基づく医療人の育成という観点から、ともすれば一般大学の感覚で入学すると学業の厳しさに挫折することにもなりかねないため、きめ細やかな入学前学習、入学後の支援に力を入れていきたい。

### （４）全体のまとめ

本学の「学生支援」の長所・特色である、学科特性や個別学生状況等に応じたきめ細かい学生支援を今後も継続的に実施できるよう体制の充実に努めていく。

開学以来蓄積した経験や知見を関係者が共有し、学生を取り巻く社会環境の変化や平成30年4月の新学部設置による規模の増加を踏まえた課題を予見し、その対処、評価に継続して取り組み、学生が卒業後自らの資質を向上させ、医療分野をはじめとする各分野において、豊かな人間性と教養力を発揮し、様々な課題に、新しい視点から総合的に探究し解決することの出来る能力を育めるよう学業の支援に努めていく。

22. 10. 20  
大学経営会議

## 東京医療保健大学学生支援に関する基本方針

### 1 目的

この基本方針は、本学の建学の精神及び教育目標に基づき、時代の求める高い専門性、豊かな人間性及び教養を備え、これからの社会が抱える様々な課題に対して、新しい視点から総合的に解決することのできる人材の育成を図るとともに、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うことができるよう、修学・生活全般を総合的に支援する環境を整備することを目的とする。

### 2 基本方針

#### (1) 関係部署の連携

関係部署は緊密に連携し、組織の効果的な活用を通じて、学生に対する修学支援、生活支援及び進路支援を行う。

#### (2) 学生に対する修学支援

学生に対するガイダンス機能の充実を図りながら、学生が修学する上で必要とする情報を提供して修学支援を行う。

#### (3) 学生に対する生活支援

学生が社会性や協調性を身につけ、健康で自立した学生生活を送ることができるように環境を整備し、充実した学生生活を送る上で学生が必要とする生活支援を行う。

#### (4) 学生に対する進路支援

学生が主体的に進路選択や職業選択を行うことができるよう、キャリアガイダンス等を充実するなど、学生が必要とする進路支援を行う。

東京医療保健大学スカラシップ創設要綱

本学独自の奨学制度として、スカラシップ制度（“いのち” のプロジェクト）を下記により創設する。

記

- 1 「KMC スカラシップ」（スカラシップⅠ）  
一般入学試験前期日程において、入学試験成績上位 5 名程度の入学者に対して、入学金及び 1 年間の授業料を免除する。
- 2 「THCU スカラシップ」（スカラシップⅡ）  
一般入学試験前期日程において、入学試験成績上位 10 名程度（スカラシップⅠ 対象者を除く）の入学者に対して、1 年間の授業料を半額免除する。
- 3 スカラシップⅠ 及びⅡの 2 年次以降の対象者は、前年度の成績評価（スカラシップ制度内規）により改めて審査を行い認定するものとする。
- 4 スカラシップについての事務は学生支援センターにおいて行う。

以上

附 則 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日より適用する。

## スカラシップ制度内規

本学のスカラシップ制度（“いのち”のプロジェクト）の2年次以降における再審査の方法等は以下のように取り扱う。

- 1 前年度1年間（前・後期 Semester）の成績の総合評価により、各学科別に成績順位をつけ、原則として、上位1及び2番を1年間の授業料全額免除対象者、上位3～5番を授業料の半額免除対象者とする。

ただし、東が丘・立川看護学部看護学科においては、臨床看護学コース、災害看護学コースそれぞれの上位1番を1年間の授業料全額免除対象者、上位2～3番を授業料の半額免除対象者とする。

なお、在籍学生数が学科定員に満たない場合のスカラシップ対象者数は、理事長が決定する。

- 2 成績の総合評価の方法

- (1) 履修科目の中で、単位を取得できなかった科目があった場合は成績の総合評価対象者から除く。
- (2) 前年度単位取得科目の各科目の素点を合計し、原則として取得科目数で除算した平均点を成績とするが、各学科会議において成績の総合評価を決定する。
- (3) 総合評価で同じ順位の者がある場合には、課外活動等の実績を勘案し成績順位を決定する。

- 3 スカラシップ給付候補者（以下「候補者」という）の推薦は学科長会議において行い、理事長は、学科長会議からの推薦に基づきスカラシップ給付者を決定する。

- 4 学科長会議において候補者の推薦を行った後、休学願が提出された場合には、原則として推薦は取消さないこととする。なお、候補者の推薦後に疑義が生じた場合には、学科長会議において再審査を行うことができることとする。

附則 この内規は、平成17年4月1日から施行する。

附則 この内規は、平成21年6月24日から施行する。

附則 この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附則 この内規は、平成29年4月1日から施行する。

東京医療保健大学大学院 医療保健学研究科 修士課程  
スカラシップ〈学納金免除〉創設要綱

本大学院独自の奨学制度(学納金免除)として、修士課程の大学院生に対するスカラシップ制度を下記により創設する。

記

1 「THCU修士課程スカラシップ」(以下 スカラシップという)

本大学院修士課程の入学者で、スカラシップ〈学納金免除〉を申請した者を対象とする。選考対象は原則 2 名以内とし、年間 1,000,000 円の授業料の内、年間 500,000 円を在学期間(最長 2 年間、但し、休学期間を除く)にわたり毎年免除する。

但し、以下を附帯条件とする。

- ①入学年度から 2 年間にわたり年間学納金免除総額上限を 1,000,000 円とする。
- ②対象者を 2 名以上とすることも可とし、対象者の人数により 1 人当たりの年間免除額を 1/2 の 250,000 円或いは 1/3 の 166,000 円等とすることにより、年間免除総額は上限の範囲内で繰り回す。
- ③年間免除総額上限に対して枠空きが生じた場合は、次年度以降に繰越ができるものとする。

2 スカラシップの支給方法については、2 年毎を目途に必要な応じて見直すこととする。

3 スカラシップに関わる事務は大学院事務室において行う。

4 平成 22 年度から実施する。

附則 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

東京医療保健大学大学院 医療保健学研究科 修士課程  
スカラシップ〈学納金免除〉制度内規

本大学院の「THCU修士課程スカラシップ」（以下 スカラシップという）の審査の方法等を以下のように取り扱う。

- 1 本大学院修士課程の入学者で、スカラシップ〈学納金免除〉を申請した者を対象とする。選考対象は原則2名以内とし、2名以上とする場合は、附帯条件に従い免除額を定める。
- 2 スカラシップ給付候補者(以下「候補者」という)の推薦は、入学試験の成績等の評価により研究科長会議において行い、理事長は、研究科長会議からの推薦に基づき候補者を決定する。
- 3 研究科長会議において候補者の推薦を行った後、休学願が提出された場合には、原則として推薦は取り消さないこととする。なお、候補者の推薦後に疑義が生じた場合には、研究科長会議にて再審査を行うことができる。
- 4 平成22年度から実施する。

附則 この内規は、平成22年4月1日より施行する。

東京医療保健大学大学院 医療保健学研究科 博士課程(感染制御学)  
スカラシップ〈学納金免除〉創設要綱

本大学院独自の奨学制度(学納金免除)として、博士課程(感染制御学)の大学院生に対するスカラシップ制度を下記により創設する。

記

1 「THCU博士課程スカラシップ」(以下 スカラシップという)

本大学院修士課程から本大学院博士課程(感染制御学)への入学者で、スカラシップ〈学納金免除〉を申請した者を対象とする。選考対象は原則2名以内とし、年間1,400,000円の授業料の内、年間600,000円を在学期間(最長3年間、但し、休学期間を除く)にわたり毎年免除する。

但し、以下を附帯条件とする。

①年間の学納金免除総額上限を1,800,000円とする。

②対象者を2名以上とすることも可とし、対象者の人数により1人当たりの年間免除額を1/2の300,000円或いは1/3の200,000円等とすることにより、年間免除総額は上限の1,800,000円の範囲内で繰り返し。

③年間免除総額上限の1,800,000円に対して枠空きが生じた場合は、次年度以降に繰越ができるものとする。

2 スカラシップの支給方法については、3年毎を目途に必要な応じて見直すこととする。

3 スカラシップに関わる事務は大学院事務室において行う。

4 平成21年度から実施する。

附則 この要綱は、平成21年12月9日から施行する。

東京医療保健大学大学院 医療保健学研究科 博士課程(感染制御学)  
スカラシップ〈学納金免除〉制度内規

本大学院の「THCU博士課程スカラシップ」(以下 スカラシップという)の審査の方法等を以下のように取り扱う。

- 1 本大学院博士課程(感染制御学)の入学者で、スカラシップ〈学納金免除〉を申請した者を対象とする。選考対象は原則2名以内とし、2名以上とする場合は、附帯条件に従い免除額を定める。
- 2 スカラシップ給付候補者(以下「候補者」という)の推薦は、入学試験の成績等の評価により研究科長会議において行い、理事長は、研究科長会議からの推薦に基づき候補者を決定する。
- 3 研究科長会議において候補者の推薦を行った後、休学願が提出された場合には、原則として推薦は取り消さないこととする。なお、候補者の推薦後に疑義が生じた場合には、研究科長会議にて再審査を行うことができる。
- 4 平成21年度から実施する。

附則 この内規は、平成21年12月9日より施行する。

## 東京医療保健大学ハラスメントに関する取扱細則

(目的)

第1条 この細則は、東京医療保健大学就業規則及び人権倫理委員会規程に基づきハラスメント防止等に関する取扱いを定めるものである。

(定義)

第2条 ハラスメントとは、次の各号に掲げる行為等をいう。

- (1) セクシュアル・ハラスメント：教育・研究又は就業の場において、相手方の意に反する性的言動を行い、相手方に利益又は不利益を与えること及び就学、就労、教育・研究の環境を著しく損なうこと等。
- (2) アカデミック・ハラスメント：教育・研究の場において、優越した地位にある者が、その地位を利用して不適切で不当な言動を行うことにより、相手方に身体的・精神的な苦痛を与えること及び不利益を与えること等。
- (3) パワー・ハラスメント：就業の場において、優越した地位にある者が、その地位を利用して不適切で不当な言動を行うことにより、相手方に身体的・精神的な苦痛を与えること及び不利益を与えること等。

(相談窓口)

第3条 ハラスメントに関する苦情の申し出及び相談に対応するため、ハラスメント相談窓口を置く。

(相談員)

第4条 ハラスメント相談窓口には相談員を置く。相談員は、人権倫理委員会委員が兼務するほか、人権倫理委員会が決定する者をもって充てる。

- 2 相談員は、苦情の申し出に対応し相談に関わるとともに、ハラスメントに起因する問題の解決方法として、調停委員会及び調査委員会の設置を求めることができることを、申出人に説明するものとする。
  - (1) 相談員は苦情の申し出及び相談の事案を人権倫理委員会委員長に報告するものとする。
  - (2) 相談員は、申出人が調停委員会又は調査委員会の設置を求めた場合には、速やかに人権倫理委員会に報告しなければならない。
  - (3) 相談員は、プライバシーの保護及び秘密保持に努めなければならない。

(調停委員会)

第5条 人権倫理委員会は、ハラスメントに関して、話し合いによる解決を目指す調停の申し立てがあったときは、男女の構成に配慮したハラスメント調停委員会（以下「調停委員会」という。）を設置する。

- (1) 人権倫理委員会委員 1名。
  - (2) 申立人の所属する学科もしくは部署の職員 1名。
  - (3) その他、人権倫理委員会が必要と認める者1名以上を加える。
- 2 調停委員は、プライバシーの保護及び秘密保持に努めなければならない。
  - 3 調停委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選とする。
  - 4 委員の任期は、当該事案に関する調停委員会の任務が終了するまでとする。
  - 5 調停委員会は、当該事案に関し、調停の申立人及び被申立人（以下両者を「当事者」という。）の間での話し合いによる解決を目指し調停を行う。
    - (1) ハラスメントに関して、話し合いによる解決を目指す調停を申し立てた者を申立人、申立人から申し立てられた者を被申立人という。
    - (2) 当事者は、調停に際し、付添人（学外者も可）1名を伴うことができる。
    - (3) 申立人が、所属長等への告知を望まない場合は、所属学科及び部署の責任者には報告せずに調停を進める。
    - (4) 申立人及び被申立人は、必要がある場合には理由書を添えて、人権倫理委員会委員長に対して、それぞれ1回に限り調停委員の交替を申し出ることができる。
    - (5) 人権倫理委員会委員長は、第3号により調停委員の交替の申し出があった場合には、人権倫理委員会に諮り、合理的な理由があると認める場合には、調停委員の交替を認めることができる。
    - (6) 人権倫理委員会委員長は、第4号により委員の交替を認める場合には、人権倫理委員会に諮った後、速やかに委員の補充を行い、当事者に通知する。
    - (7) 第3号の申し出について、人権倫理委員会が委員の交替についての合理的な理由がないと判断する場合には、人権倫理委員会委員長は、その旨、当事者に通知する。

(調停)

第6条 調停は、次の各号に定める場合に終了するものとする。

- (1) 当事者間で合意が成立したとき。
  - (2) 当事者が、調停の打ち切りを申し出たとき。
  - (3) 調停委員会が、当事者間で合意が成立する見込みがなく、調停不能と判断したとき。
- 2 調停が合意に達して終了した場合、調停委員会は当事者間の合意事項を文書に取りまとめるものとする。
    - (1) 調停が終了した場合、調停委員会は当該事案の概要と調停結果を速やかに当事者の氏名を明記して人権倫理委員会に報告するものとする。
    - (2) 人権倫理委員会委員長は、調停結果を当事者の所属長及び学長に報告する。その際、申立人が望まない場合は申立人の氏名は明示しない。

- (3) 調停不能の結果となった場合、調停委員会は、調停に代わる手続き（調査委員会の設置）について当事者に説明しなければならない。

(ハラスメント調査委員会)

第7条 人権倫理委員会は、次の各号に該当する場合、ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

(1) 大学に対して何らかの強制的措置を要求する申し立てがあったとき。

(2) 人権倫理委員会が救済、制裁及び環境改善の措置が必要と認めたとき。

2 調査委員会の構成員については、個別の事案に応じて外部委員を含め、学長が任命することとする。

3 調査委員会に委員長を置き、委員長は学長が指名する者をもって充てる。

4 委員の任期は、当該事案に関する調査委員会の任務が終了するまでとする。

5 委員は、プライバシーの保護及び秘密保持に努めなければならない。

6 調査委員会は、次に掲げる事項を行う。

(1) ハラスメントの事実関係の調査。

(2) 当事者からの事情聴取。

(3) 当事者間では事実の確認が十分にできないと認められる場合、第三者からの事実関係等の聴取。

(4) 調査結果に基づいて措置すべき対応案。

(5) その他、当該事案の解決に必要な事項。

(調査報告)

第8条 調査終了後、調査委員会は、事案の概要、調査経過及び結果並びに措置すべき対応案を速やかに人権倫理委員会に報告しなければならない。

2 人権倫理委員会は、調査委員会の調査報告に基づき審議を行い、その結果を速やかに学長に報告するものとする。

(不服申立て)

第9条 調査の結果合意された、大学並びに関係部局によって取られる被申立人の処分・研修、被害者の救済、環境改善等の措置について、調査委員会は直ちに当事者に説明しなければならない。

2 当該措置について不服がある場合、当事者は調査委員会に速やかに申し立てを行うものとする。

3 当事者により不服申し立てがあった場合、調査委員会は当該事案について再審議を行うことができる。

(事後措置)

第10条 学長は、人権倫理委員会の報告に基づき、処分又は学習・就業環境の改善等必要な事後措置を行わなければならない。

(守秘義務)

第11条 調停委員会及び調査委員会の委員は、任期中及び任期後において、任務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(その他)

第12条 この細則に定めるほか、ハラスメント防止等に関して必要な事項については、人権倫理委員会に於いて定めることとする。

附則

この細則は、平成21年12月9日から施行する。

東京医療保健大学東が丘・立川看護学部ハラスメントに関する取扱細則

(目的)

第1条 東京医療保健大学ハラスメントに関する取扱細則に定める外、東が丘・立川看護学部におけるハラスメント（以下「ハラスメント」という。）に関する取扱いを定めるものである。

(相談窓口)

第2条 ハラスメントに関する苦情の申し出及び相談に対応するため、ハラスメント相談窓口を置く。

(相談員)

第3条 ハラスメント相談窓口には相談員を置く。相談員は、自己点検・評価委員会委員、学生生活支援委員会委員が兼務するほか、自己点検・評価委員会が決定する者をもって充てる。

2 相談員は、苦情の申し出に対応し相談に関わるとともに、ハラスメントに起因する問題の解決方法として、調停委員会及び調査委員会の設置を求めることができることを、申出人に説明するものとする。

- (1) 相談員は、苦情の申し出及び相談の事案を自己点検・評価委員会委員長に報告するものとする。
- (2) 相談員は、申出人が調停委員会又は調査委員会の設置を求めた場合には、速やかに自己点検・評価委員会に報告しなければならない。
- (3) 相談員は、プライバシーの保護及び秘密保持に努めなければならない。

(調停委員会)

第4条 自己点検・評価委員会は、ハラスメントに関して、話し合いによる解決を目指す調停の申し立てがあったときは、男女の構成に配慮したハラスメント調停委員会（以下「調停委員会」という。）を設置する。

- (1) 自己点検・評価委員会委員1名。
- (2) 申立人の所属する学部もしくは部署の職員1名。
- (3) その他、自己点検・評価委員会が必要と認める者1名以上を加える。

2 調停委員は、プライバシーの保護及び秘密保持に努めなければならない。

3 調停委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選とする。

4 委員の任期は、当該事案に関する調停委員会の任務が終了するまでとする。

5 調停委員会は、当該事案に関し、調停の申立人及び被申立人（以下両者を「当事者」という。）の間での話し合いによる解決を目指し調停を行う。

- (1) ハラスメントに関して、話し合いによる解決を目指す調停を申し立てた者を申立人、申立人から申し立てられた者を被申立人という。
- (2) 当事者は、調停に際し、付添人（学外者も可）1名を伴うことができる。

- (3) 申立人が、所属長等への告知を望まない場合には、学部及び部署の責任者には報告せず調停を進める。
- (4) 申立人及び被申立人は、必要がある場合には理由書を添えて、自己点検・評価委員会委員長に対して、それぞれ1回に限り調停委員の交替を申し出ることができる。
- (5) 自己点検・評価委員会委員長は、第4号により調停委員の交替の申し出があった場合には、自己点検・評価委員会に諮り、合理的な理由があると認める場合には、調停委員の交替を認めることができる。
- (6) 自己点検・評価委員会委員長は、第5号により委員の交替を認める場合には、自己点検・評価委員会に諮った後、速やかに委員の補充を行い、当事者に通知する。
- (7) 第3号の申し出について、自己点検・評価委員会が委員の交替についての合理的な理由がないと判断する場合には、自己点検・評価委員会委員長は、その旨、当事者に通知する。

(調停)

第5条 調停は、次の各号に定める場合に終了するものとする。

- (1) 当事者間で合意が成立したとき。
- (2) 当事者が、調停の打ち切りを申し出たとき。
- (3) 調停委員会が、当事者間で合意が成立する見込みがなく、調停不能と判断したとき。

2 調停が合意に達して終了した場合、調停委員会は当事者間の合意事項を文書に取りまとめるものとする。

- (1) 調停が終了した場合、調停委員会は当該事案の概要と調停結果を速やかに当事者の氏名を明記して自己点検・評価委員会に報告するものとする。
- (2) 自己点検・評価委員会委員長は、調停結果を当事者の所属する学部長及び学長に報告する。その際、申立人が望まない場合は申立人の氏名は明示しない。
- (3) 調停不能の結果となった場合、調停委員会は、調停に代わる手続き（調査委員会の設置）について当事者に説明しなければならない。

(ハラスメント調査委員会)

第6条 自己点検・評価委員会は、次の各号に該当する場合、ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

- (1) 大学に対して何らかの強制的措置を要求する申し立てがあったとき。
- (2) 自己点検・評価委員会が救済、制裁及び環境改善の措置が必要と認めたとき。

2 調査委員会の構成員については、個別の事案に応じて外部委員を含め、学部長が任命することとする。

3 調査委員会に委員長を置き、委員長は学部長が指名する者をもって充てる。

- 4 委員の任期は、当該事案に関する調査委員会の任務が終了するまでとする。
- 5 委員は、プライバシーの保護及び秘密保持に努めなければならない。
- 6 調査委員会は、次に掲げる事項を行う。
  - (1) ハラスメントの事実関係の調査。
  - (2) 当事者からの事情聴取。
  - (3) 当事者間では事実の確認が十分にできないと認められる場合、第三者からの事実関係等の聴取。
  - (4) 調査結果に基づいて措置すべき対応案。
  - (5) その他、当該事案の解決に必要な事項。

(調査報告)

第7条 調査終了後、調査委員会は、事案の概要、調査経過及び結果並びに措置すべき対応案を速やかに自己点検・評価委員会に報告しなければならない。

- 2 自己点検・評価委員会は、調査委員会の調査報告に基づき審議を行い、その結果を速やかに学長及び学部長に報告するものとする。

(事後措置)

第8条 学長及び学部長は、自己点検・評価委員会の報告に基づき、処分又は学習・就業環境の改善等必要な事後措置を行わなければならない。

(その他)

第9条 この細則に定めるほか、ハラスメント防止等に関して必要な事項については自己点検・評価委員会に於いて定めることとする。

附則

この細則は、平成23年10月19日から施行する。

附則

1. この細則は、平成26年4月1日から施行する。
2. 東が丘看護学部は、学部名の変更に伴い東が丘・立川看護学部となった。

東京医療保健大学ハラスメントに関する取扱細則

- (目的)  
第1条 この細則は東京医療保健大学就業規則及び人権倫理委員会規定に基づきハラスメント防止等に関する取扱を定めるものである。
- (定義)  
第2条 ハラスメントとは、次の各号に掲げる行為等をいう。  
 (1) セクシュアル・ハラスメント：教育・研究又は就業の場において、相手方の意に反する性的言動を行い、相手方に利益又は不利益を与えること及び威嚇、就労・教育・研究の環境を害しく措かうこと等。  
 (2) アカデミック・ハラスメント：教育・研究の場において、優越した地位にある者が、その地位を利用して不適切で不当な言動を行うことにより、相手方に身体的・精神的な苦痛を与えること及び不利益を与えること等。  
 (3) パワー・ハラスメント：就業の場において、優越した地位にある者が、その地位を利用して不適切で不当な言動を行うことにより、相手方に身体的精神的な苦痛を与えること及び不利益を与えること等。
- (相談窓口)  
第3条 ハラスメントに関する苦情の申し出及び相談に対応するため、ハラスメント相談窓口を置く。
- (相談員)  
第4条 ハラスメント相談窓口には相談員を置く。相談員は、人権倫理委員会委員が兼務するほか、人権倫理委員会が決定する者をもって充てる。  
 2 相談員は、苦情の申し出に対応し相談に関わるとともに、ハラスメントに起因する問題の解決方法として、調停委員会及び調査委員会の設置を求められることができることを、申出人に説明するものとする。  
 (1) 相談員は苦情の申し出及び相談の事業を人権倫理委員会委員長に報告するものとする。  
 (2) 相談員は、申出人が調停委員会又は調査委員会の設置を求めた場合には、速やかに人権倫理委員会に報告しなければならない。  
 (3) 相談員は、プライバシーの保護及び秘密保持に努めなければならない。
- (調停委員会)  
第5条 人権倫理委員会は、ハラスメントに関して、話し合いによる解決を目指す調停の申し立てがあったときは、男女の構成に配慮したハラスメント調停委員会（以下「調停委員会」という。）を設置する。  
 (1) 人権倫理委員会委員 1名。  
 (2) 申出人の所属する学科もしくは部署の職員 1名。  
 (3) その他、人権倫理委員会が必要と認める者を加えることができる。  
 2 調停委員は、プライバシーの保護及び秘密保持に努めなければならない。  
 3 調停委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選とする。  
 4 委員の任期は、当該事業に関する委員会の任務が終了するまでとする。  
 5 調停委員会は、当該事業に関する委員会の任務を終了するまで「当業者」という。の間での話し合いによる解決を目指す調停を行う。  
 (1) 当事者は、調停に際し、何人（学外者も可）1名を伴うことができる。  
 (2) 当事者は、調停委員会に対して、当該調停委員の交代又は調停の打ち切りを申し出ることができる。  
 (3) 委員の交替があった場合には、人権倫理委員会は速やかに委員の補充を行う。  
 (4) 申立人が、所属学科等への告知を望まない場合は、所属学科及び部署の責任者には報告せずに調停を進める。
- (調停)  
第6条 調停は、次の各号に定める場合に終了するものとする。  
 (1) 当事者間で合意が成立したとき。  
 (2) 当事者が、調停の打ち切りを申し出たとき。  
 (3) 調停委員会が、当事者間で合意が見込みがなく、調停不能と判断したとき。  
 2 調停が合意に達して終了した場合、調停委員会は当事者間の合意事項を文書に取りまとめるとする。  
 (1) 調停が終了した場合、調停委員会は当該事業の概要と調停結果を速やかに当事者の氏名を明記して人権倫理委員会に報告するものとする。  
 (2) 人権倫理委員会委員長は、調停結果を当事者の所属学科及び学長に報告する。その際、申立人が望まない場合は申立人の氏名は明示しない。  
 (3) 調停不能の結果となった場合、調停委員会は、調停に代わる手続き（調査委員会の設置）について当事者に説明しなければならない。
- (ハラスメント調査委員会)  
第7条 人権倫理委員会は、次の各号に該当する場合、ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。  
 (1) 大学に対して何らかの強制的措置を要求する申し立てがあったとき。  
 (2) 人権倫理委員会が救済、別裁及び環境改善の措置が必要と認めるとき。  
 2 調査委員会の構成員については、個別の事案に応じて外部委員を含め、学長が任命することとする。  
 3 調査委員会に委員長を置き、委員長は学長が指名する者をもって充てる。  
 4 委員の任期は、当該事業に関する委員会の任務が終了するまでとする。  
 5 委員は、プライバシーの保護及び秘密保持に努めなければならない。  
 6 調査委員会は、次に掲げる事項を行う。  
 (1) ハラスメントの事実関係の調査。  
 (2) 当事者からの事件聴取。  
 (3) 当事者間では事実の確証が十分にできないと認められる場合、第三者からの事実関係等の聴取。  
 (4) 調査結果に基づいて措置すべき対応策。  
 (5) その他、当該事業の解決に必要な事項。
- (調査報告)  
第8条 調査終了後、調査委員会は、事案の概要、調査経過及び結果並びに措置すべき対応策を速やかに人権倫理委員会に報告しなければならない。  
 2 人権倫理委員会は、調査委員会の調査報告に基づき審議を行い、その結果を速やかに学長に報告するものとする。
- (不服申立て)  
第9条 調査の結果合意された、大学並びに関係部署によって取られる被申立人の処分・研修、被害者の救済、環境改善等の措置について、調査委員会は速ちに当事者に説明しなければならない。  
 2 当該措置について不服がある場合、当事者は調査委員会に速やかに申し立てを行うものとする。  
 3 当事者により不服申し立てがあった場合、調査委員会は当該事案について再審議を行うことができる。
- (事後措置)  
第10条 学長は、人権倫理委員会の報告に基づき、処分又は学習・就業環境の改善等必要な事後措置を行わなければならない。  
 第11条 調停委員会及び調査委員会の委員は、任期中及び任期後において、任務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- (その他)  
第12条 この細則に定めるほか、ハラスメント防止等に関して必要な事項については、人権倫理委員会に於いて定めることとする。
- 附則  
この細則は、平成21年12月9日から施行する。

ハラスメントを受けた・見たときは――

ハラスメント相談窓口

ハラスメントを受けたり、見かけた場合にはクラスアドバイザーなど、すべての教育職員が相談窓口となります。相談される方の意思を最大限に尊重し、しっかりと対応します。プライバシーは厳守します。また、話しづらいことや、人権倫理委員会委員に直接申し出たい場合には、下記の連絡先へ直通電話または専用メールにてご相談ください。尚、人権倫理委員会委員はデスクネットに掲載しています。

- 世田谷キャンパス保健室  
☎03-5799-3712 [181] 応対時間 9:00~17:00
- 五反田キャンパス保健室  
☎03-5421-7656 [227] 応対時間 9:00~17:00
- 国立病院機構横浜キャンパス保健室  
☎03-5779-5032 [207] 応対時間 9:00~17:00
- 国立病院機構立川キャンパス保健室  
☎042-521-7202 [119] 応対時間 9:00~17:00
- 船橋キャンパス保健室  
☎047-495-7752 [119] 応対時間 9:00~17:00
- 鎌倉キャンパス保健室  
☎073-435-5820 [119] 応対時間 9:00~17:00

E-mail  
harassment-sodan@thcu.ac.jp

MEMO

---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



こちらのQRコードからEメールを作成できます。



東京医療保健大学  
TOKYO HEALTHCARE UNIVERSITY

http://www.thcu.ac.jp/

2018年4月発行

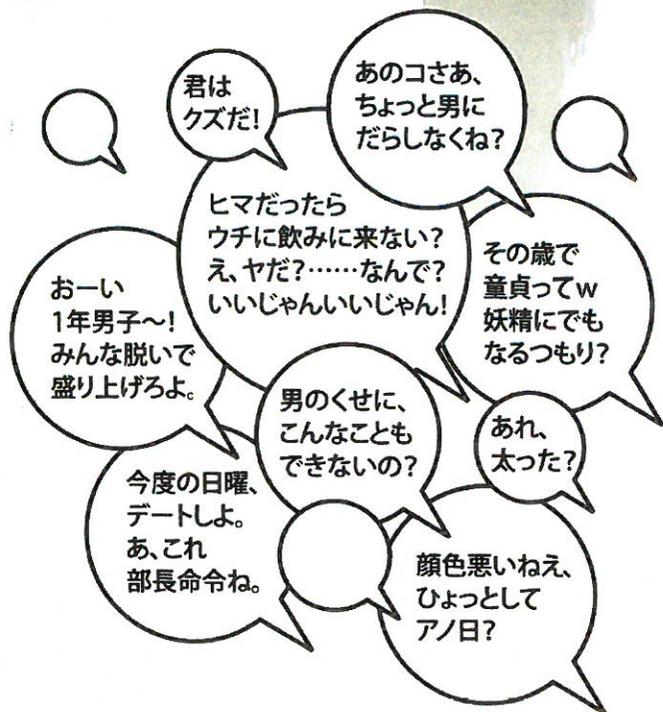


ハラスメント防止のためのガイドブック

つくろう、ハラスメントのないキャンパス。

東京医療保健大学 人権倫理委員会

あなたのなにげない言葉・態度に、  
耐えている人がいるかもしれない。



さまざまな考え方・立場の人が集う大学のキャンパス。ちょっとした発言や行動に感じた不快感がハラスメントへと繋がり、学習・研究・就業に支障をきたしてしまう人もいます。東京医療保健大学では、「ハラスメントに関する取扱細則」(別項参照)を策定し、ハラスメント撲滅に取り組んでいます。

ハラスメントのないキャンパスをつくるには  
どうしたらいいか、具体的に考えてみましょう。

※本冊子の画像はすべてイメージです。

## ハラスメントを知る。

「そんなつもりじゃなかったのに……」と後悔する前に、どのような行為・言動がハラスメントになりうるかを理解することが大切です。

### 男女差なく、同性間でも起こりうる“セクハラ” セクシュアル・ハラスメント

教育・研究又は就業の場において、相手方の意に反する性的言動を行い、相手方に利益又は不利益を与えること及び就学、就労、教育・研究の環境を著しく損なうこと等。

たとえば――

- 「セクハラにあうのは君が悪い」「そんな程度は我慢しろ」「軽くかわせ」等言う。
- スリーサイズや体重など身体的スペックをしつこく尋ねる。
- コンパで男子全員による全裸益があり、参加が苦痛だった。

### 学内の上下関係が引き起こす“アカハラ” アカデミック・ハラスメント

教育・研究の場において、優越した地位にある者が、その地位を利用して不適切で不当な言動を行うことにより、相手方に身体的・精神的な苦痛を与えること及び不利益を与えること等。

たとえば――

- 授業中に教授から名指しで罵詈雑言を浴びせられた。
- 特に過失もないのに研究室への出入りを禁じられた。
- 進級をたてに到底不可能な短期間での論文提出を命じられた。

### 職場の上下関係が引き起こす“パワハラ” パワー・ハラスメント

就業の場において、優越した地位にある者が、その地位を利用して不適切で不当な言動を行うことにより、相手方に身体的・精神的な苦痛を与えること及び不利益を与えること等。

たとえば――

- 上司に個人的に嫌われており結果を積み上げても昇進とは無縁。
- 上司の信仰する宗教への入信を強要された。
- 同僚のセクハラを上司に訴えたが問題を長期間放置された。

## ハラスメントをふせぐ。

すべての人が加害者にも被害者にもなりうるハラスメントの防止には、ひとりひとりが当事者意識をもって取り組むことが必要です。

### 1 お互いの人格を尊重する

先輩/後輩、教育職員/学生など、大学には人間関係の序列がたしかに存在しますが、それは人格の優劣ではありません。普段から互いを尊重し信頼関係を築くことが重要です。

### 2 ハラスメント=人権侵害だと認識する

加害者側は悪意がない場合もあり問題が矮小化されがちですが、人の命を奪う事態に発展することもあります。ハラスメントを軽く考えず、その重大さを認識しましょう。

### 3 見て見ぬふりをしない

自分が直接の被害者ではなくても、ハラスメントの現場を見たり聞いたりした場合には積極的に介入しましょう。周囲の意識の高さはハラスメントの抑止力になります。

## ハラスメントにあったら。

ハラスメントをそのまま放置していると、修復不可能なトラブルに発展しかねません。そうなる前に、問題解決のための行動を起こしましょう。

### 1 自分の意思を相手にはっきり伝える

加害者側はハラスメント行為を行っているという自覚がない場合もあり、黙っているとその言動が受け入れられていると誤解されたままになってしまいます。

### 2 状況を客観的に記録しておく

日時・場所・状況・具体的なやりとり等を、できるだけ客観的に書き残しておきましょう。問題を解決していくうえで重要な資料になります。

### 3 ハラスメント相談窓口を利用する

周囲に知られたくない場合には、裏表紙に記載された相談窓口を利用しましょう。相談員がガイドラインに従い、プライバシーを保持したまま問題解決に取り組めます。

2018 キャンパスガイド  
Campus Guide

東京医療保健大学  
TOKYO HEALTHCARE UNIVERSITY

学籍番号 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_



2018 キャンパスガイド

東京医療保健大学

# 目 次

I	学年歴・授業日程	1
II	キャンパス案内	2
	1. 各キャンパス共通ルール	2
	2. キャンパス間 連絡バス	3
	3. 各キャンパス 施設案内図 (五反田、世田谷、国立病院機構、国立病院機構立川、船橋、雄湊)	4
III	学生窓口案内	24
	1. 事務局の案内	24
	2. 諸手続き	25
	(1) 各種証明書	25
	(2) 学割証 (学生旅客運賃割引証)	25
	(3) 忘れ物、落とし物の保管	25
	(4) 各種届出、願書	26
	・医療保健学部	26
	・東が丘・立川看護学部	27
	・千葉看護学部	28
	・和歌山看護学部	29
IV	学生証	30
	1. 学生証の形態	30
	2. 学生証の有効期限	30
	3. 学生証の提示が必要なとき	30
	4. 学籍番号	31
	5. 注意事項	31
	6. ネックストラップ	31
V	学生生活	32
	1. 学費の納入	32
	2. 連絡、周知及び学生カードの取扱い	32
	3. 通学	32
	4. 貸与物品の管理	35
	(1) ノートパソコン	35
	(2) 個人ロッカー	35
	5. 学生指導、サポート	35
	[医療保健学部] アドバイザーグループ制度	35
	[東が丘・立川看護学部] コンタクトグループ、学年担任制度	36
	[千葉看護学部] アドバイザーグループ制度	36
	[和歌山看護学部] アドバイザーグループ制度	36
	6. 進学、就職支援	36
	7. 健康管理	37
	(1) 保健室	37
	(2) 定期健康診断	38
	(3) 健康保険証	38
	(4) 感染症等について	38
	8. 学生相談 (カウンセリング)	38
	9. ハラスメント	39

10.	アルバイト	39
11.	奨学金制度	40
	(1) 本学の奨学金（スカラシップ）	40
	(2) 日本学生支援機構の奨学金	40
	(3) 地方自治体および民間育英団体等の奨学金	41
	(4) 和歌山看護学部生を対象とした奨学金制度等	41
12.	学生保険	41
	(1) 日本看護学校協議会共済会の会員対象保険（Will）	41
	(2) 学生教育研究災害傷害保険（学研災）	41
13.	留意事項 ～安全と安心のために～	42
	(1) 刑罰と国家試験	42
	(2) カルト	43
	※ 別冊「新入生へのメッセージ」を精読のこと	
VI	学生寮・学外施設	44
	1. 学生寮	44
	2. 学外施設	44
VII	課外活動	45
	1. 学友会	45
	2. クラブ、サークル	46
	(1) 学外活動届の提出	46
	3. ボランティア活動	47
VIII	図書館利用案内	48
	1. 図書館の場所	48
	2. 開館時間、休館日	48
	3. 館内利用のマナー	48
	4. 各キャンパス図書館利用案内	49
	・世田谷、五反田、東が丘、立川、雄湊図書館利用案内	49
	・船橋図書館利用案内	56
IX	その他取扱について	61
	1. 「暴風警報等」発令時における授業等の取扱いについて	61
	2. 災害時対応マニュアルについて	65
X	各種諸規程	70
	東京医療保健大学学則	70
	個人情報保護に関する規程	91
	東京医療保健大学学生の懲戒の手続きに関する規程	96
	「東京医療保健大学学生の懲戒の手続きに関する規程」の運用指針	99
	東京医療保健大学ハラスメントに関する取扱細則	101
	東京医療保健大学東が丘・立川看護学部ハラスメントに関する取扱細則	104
	東京医療保健大学災害防災対策規程	107
	・五反田キャンパス及び世田谷キャンパス震災等災害対応マニュアル	110
	・国立病院機構キャンパス及び国立病院機構立川キャンパス震災等災害対応マニュアル	121
	・船橋キャンパス震災等災害対応マニュアル	132
	・雄湊キャンパス震災等災害対応マニュアル	141
	学生貸与パソコン利用規程	150
	持込パソコン接続規程	154
	東京医療保健大学学友会規約	158

- ・国立病院機構キャンパス…研究棟1階 電話 03-5779-5032 (内線 207)
- ・国立病院機構立川キャンパス…本館2階 電話 042-521-7202 (内線 119)
- ・船橋キャンパス…2階 電話 047-495-7752 (内線 119)
- ・雄湊キャンパス…本館1階 電話 073-435-5820 (内線 119)

## (2) 定期健康診断

学校保健安全法に基づき、毎年4月に定期健康診断を実施していますので必ず受診してください。定期健康診断を受診することができない場合は、保健室に理由を届けるとともに相談してください。受診結果は後日お渡しします。

## (3) 健康保険証

病院等、医療機関の受診時には、健康保険証がないと、全額自己負担となります。健康保険証は常に携帯してください。

## (4) 感染症等について

インフルエンザやノロウイルス、その他の感染症による集団感染を予防するため、高熱、下痢、嘔吐、感冒様症状がある場合は速やかに医療機関を受診し、その結果を保健室に報告してください。

インフルエンザや麻疹など、学校保健安全法に基づき出席停止扱いとなる感染症があります。罹患した場合は、各キャンパスの保健室又は事務部（東が丘・立川看護学部、千葉看護学部、和歌山看護学部）に連絡してください。

インフルエンザについては、キャンパス内にてワクチン接種を行いますので、接種をおすすめします。なお、東が丘・立川看護学部、千葉看護学部、和歌山看護学部の学生は原則全員接種となります。

### 〔臨地実習がある学生の感染症予防、ワクチン接種について〕

感染症予防のため、保健室で麻疹、風疹、ムンプス、水痘、B型肝炎の抗体価の把握とワクチンの接種を勧めています。原則、抗体価が陰性の場合にはワクチン接種を行ってください。キャンパス毎にワクチン接種等の対応について説明をしますが、不明な点は各キャンパスの保健室に確認してください。

## 8 学生相談（カウンセリング）

学生が有意義に生活を送ることや学生生活における相談に応じるために、学生相談を行っています。学生生活で困ったこと、人間関係、学業、心身の健康、経済的なことなど、さまざまな相談に専門の相談員が応じます。日常的に保健室でも学内教職員が対応しますが、相談内容によっては学生相談室でのカウンセリングを受けることができます。

相談に関する内容や個人情報は厳守されます。相談は無料です。学生相談室での相談の予約は原則メールまたは電話で行ってください。相談員から日時・場所等を連絡します。

〔医療保健学部、東が丘・立川看護学部、千葉看護学部〕

学生相談室の開室時間 月曜日～金曜日 9:30～16:30

学生相談室メールアドレス n-harada@thcu.ac.jp

電話 03-5779-5032 (内線 651)

〔和歌山看護学部〕(一次受付窓口)

学生相談室の開室時間 月曜日～金曜日 9:30～16:30

学生相談室メールアドレス f-kotani@thcu.ac.jp

電話 073-435-5820 (内線 119)

## 9 ハラスメント

学生生活において、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントと思われる行為を受けた場合は、速やかに各キャンパス相談窓口ご連絡してください。ハラスメントに関する取扱細則に従い、プライバシーを保護して問題解決にあたります。人権倫理委員会のメンバーは Desknet's に掲載されています。

○各キャンパス窓口

五反田キャンパス保健室 03-5412-7656 [227] 対応時間 9:00～17:00

世田谷キャンパス保健室 03-5799-3712 [181] 対応時間 9:00～17:00

国立病院機構キャンパス保健室 03-5779-5032 [207] 対応時間 9:00～17:00

国立病院機構立川キャンパス保健室 042-521-7202 [119] 対応時間 9:00～17:00

船橋キャンパス保健室 047-495-7752 [119] 対応時間 9:00～17:00

雄湊キャンパス保健室 073-435-5820 [119] 対応時間 9:00～17:00

E-mail: harassment-sodan@thcu.ac.jp

## 10 アルバイト

本学は、基本的に学生のアルバイトは奨励しません。したがって大学としてアルバイトの紹介はしていません。経済上の理由等によりやむを得ずアルバイトをする場合は、健全なアルバイトを選定し、余暇時間、長期休暇時間を活用するなど学業および心身の健康に影響を及ぼさないように留意してください。

2018 キャンパスガイド

2018年4月1日 発行

発行 東京医療保健大学  
学生支援センター  
東が丘・立川看護学部等事務部  
千葉看護学部 事務部  
和歌山看護学部 事務部

○無断転載 禁ず。

(表9) 学生相談状況

## 医療保健学部

施設の名称	専任 スタッフ数	非常勤 スタッフ数	週当たり 開室日数	年間 開室日数	開室時間	年間相談件数					備 考
						2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	
五反田保健室	1	0	5	237	9:00~17:00	122	166	151	103	81	看護師
世田谷保健室	1	0	5	237	9:00~17:00	47	49	71	42	27	看護師

[注] 1 本件数は、精神的問題に関する相談件数である。

## 東が丘・立川看護学部(2010年4月開設)

施設の名称	専任 スタッフ数	非常勤 スタッフ数	週当たり 開室日数	年間 開室日数	開室時間	年間相談件数					備 考
						2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	
学生相談室	1	0	5	237	9:30~16:30	53	104	82	86	55	カウンセラー

[注] 1 専任、非常勤ごとに、スタッフの種類（医師、資格を持ったカウンセラー、教員、職員等）を備考欄または欄外に記載してください。

2 年間相談件数は、延べ数を記載してください。

3 本件数は、精神的問題に関する相談件数である。

## (5) 平成29年度4年次生学科別進路状況(平成30年4月1日現在)

## 1 概況

○ 4月1日現在、4年次生就職率は99.8%(医療保健学部、東が丘・立川看護学部合計)です。学科別の就職状況は下記のとおりです。

○ 卒業後も「卒業生相談窓口」を学生支援センターにて開設し、就職等の相談に応じています。

## 2 各学科の状況

## (1) 医療保健学部 医療情報学科

就職率:98.6% (昨年:97.3%) (人)

就職希望者	就職	73
	未就職	1
進学	大学院※	1
	専門学校等※	1
その他※		3
卒業延期		1
計		80

※大学院:大阪大学大学院医学系研究科

※専門学校等:日本競輪学校

※その他:卒業時に就職を希望せず進路は下記のとおり。

宅建資格取得を目指す(1人)

公務員(自衛隊等)を目指す(1人)

アルバイトに従事する(1人)

## (2) 医療保健学部 医療栄養学科

就職率:100% (昨年:97.8%) (人)

就職希望者	就職	95
	未就職	0
進学	大学院	0
	専門学校等	0
その他		0
卒業延期		1
計		96

## (3) 医療保健学部 看護学科

就職率:100% (昨年:100%) (人)

就職希望者	就職	病院	106
		保健師	1
		企業	0
未就職			0
進学		本学大学院	0
		本学助産学専攻科	6
		大学院等※	2
その他			0
卒業延期			2
計			117

※大学院等:独協医科大学助産学専攻科

首都医校看護学部助産学科

## (4) 東が丘・立川看護学部 看護学科

就職率:100% (昨年:100%) (人)

			計	臨床	災害
就職希望者	就職	病院	194	110	84
		企業	2	0	2
		未就職	0	0	0
進学		本学大学院	5	5	0
		本学助産学専攻科	0	0	0
		大学院等※	3	1	2
その他			0	0	0
卒業延期			2	1	1
計			206	117	89

コース別就職率: 100.0% 100.0%

※大学院等:名古屋市立大学大学院看護学研究科(臨床)

飯田女子短期大学地域看護学専攻科(災害)

聖路加国際大学大学院看護学研究科(災害)

(注)各学科の上記数字は平成26年度入学生であり、過年度生を含まない。

## 平成 29 年度 進路指導・ガイダンスの実施状況（医療保健学部）

事項	看護学科	医療栄養学科・医療情報学科
1. 自己分析 アセスメント	—	1 年次生を対象に、自己分析に関するアセスメントとして「キャリアマップ」を実施。その後、結果解説等の自己分析講座を実施(2 回) 医療情報学科(6~7 月)。 医療栄養学科(10~12 月)。
2. 総合ガイダンス	4 年次生は 4 月に、3 年次生は 5 月及び 1 月に、就職活動の進め方に関する総合ガイダンスを実施。	就職活動の進め方等に関する総合ガイダンスを実施。 3 年次生 4 月・7 月・10 月 4 年次生 医療栄養学科(5 月) 医療情報学科(3 月)
3. 個人面談	年間を通して看護学科就職対策委員の教員が 4 年次生に対しインターシップの相談、就職活動での病院選択の視点、応募について面談等を行い、具体的で実践的な支援を行う。	3 年次生に対し、学生支援センターの職員が前期(5~7 月)、後期(10~12 月)にそれぞれ 1 回、就職活動に関する支援を目的に面談を実施。
4. 就職支援講座	3 年次生を対象に、公務員試験ガイダンス講座、社会人マナー講座(インターシップ前マナー講座)、履歴書書き方講座及び添削、面接の受け方講座等を学科毎に実施。専門講師による面接での立ち居振る舞い、話し方等を教えている。(4 月~翌年 2 月)	
	3 年次生の 2 月に、就職試験本番にむけての小論文の書き方講座及び添削、面接対策講座を実施。	3 年次生を対象に、就職活動概論講座、自己分析講座、自己 PR 文書作成講座、エントリーシート書き方講座及び添削、グループディスカッション講座、筆記試験対策講座(15 回)を実施し、個々の学生に応じたきめこまかい対応で就職活動の支援を行う。(4 月~翌年 2 月)

事項	看護学科	医療栄養学科・医療情報学科
5. E-Testing	—	3年次生に、パソコンからインターネット経由で就職筆記試験対策模擬試験が受験できるプログラムを供与し、就職活動をサポート。年3回、全国模擬試験を実施。
6. ご家族就職説明会	3年次生のご家族を対象に就職環境及び本学就職支援等に関して説明会を各キャンパスで学科毎に実施。 【五反田キャンパス】看護学科（8月） 【世田谷キャンパス】医療栄養学科（9月） 医療情報学科（9月）	
7. 先輩の就職活動体験を聞く会	3、4年次生を対象に実習病院のOB/OGから話を聞く会を実施。（4月）	3年次生を対象として、就職先が内定した4年次生から就職活動体験を聞く会を実施。（両学科共に9月）
8. 病院説明会	3、4年次生を対象に実習病院13施設（NTT 東日本関東病院、東京逓信病院等）を招聘し詳細な病院の説明会を実施。（2、4月）	—
9. 企業研究 キャリア講座	—	3年次生を対象に就職実績のある企業・病院を中心に医療栄養学科、医療情報学科それぞれ30社程度を学内に招聘し、業界、企業研究等の学内セミナーを実施。 （29年11月～12月、30年2月）

## 平成 29 年度 進路指導・ガイダンスの実施状況（東が丘・立川看護学部）

事項	内容
1. 総合ガイダンス	4 年次生及び 3 年次生を対象に、就職活動の進め方に関する総合ガイダンスを実施。(4 月)
2. コンタクトグループ ミーティング	臨床看護学コースは各学年(1~4 年生)を 23 グループに分け、1 グループ約 20 名の学生と教員 1 名とし、災害看護学コースは各学年(1~4 年生)を 20 グループに分け、1 グループ約 20 名の学生と教員 1 名で構成する「コンタクトグループ」を作り、情報交換や交流を深めるミーティングを年 2 回実施。(4 月、10 月)
3. 個人面談	卒業研究の領域担当教員が個人面談を実施し就職活動での病院選択の視点、応募について支援する。 4 年次生の 4 月頃から就職試験の模擬面接を実施。
4. 国立病院機構病院説明会	国立病院機構主催の病院説明会に 3 年次生が参加。全国から国立病院機構グループの病院が参加して、全体説明会の後に個別のブースで説明を受ける。(30 年 1 月)
5. 就職支援講座	3 年次生を対象に、ビジネスマナー&面接の受け方講座、履歴書自己紹介書書き方講座、小論文書き方講座(基礎編、応用編)、メイク講座を実施。(30 年 2 月)
6. 卒業生との懇談会	3 年次生を対象に本学の卒業生を招いて、就職等の活動体験や進路決定のポイント、看護師・学生としての近況を報告してもらい、在学生の主体的な就職活動を促す機会として実施。(30 年 2 月)

東京医療保健大学学友会規約

**第 1 章 名 称**

第1条 本会は、東京医療保健大学学友会と称し、本部を本学内におく。

**第 2 章 目 的**

第 2 条 本会は、本学学生相互の親睦と課外活動等の活性化を図ることにより、大学生活の充実に資することを目的とする。

第 3 条 本会は、特定の政治、宗教、その他の団体に干渉されず中立の立場をとる。

第 4 条 本会は、第 2 条の目的を達成するために、次の各項に掲げる事業を行う。

- 1 学生相互の交流と親睦をはかる行事
- 2 課外活動の支援事業
- 3 大学祭の開催
- 4 その他、本会の目的を達成するために必要な事業

**第 3 章 組 織**

第 5 条 本会は、本学の全学部学生をもって構成する。

第 6 条 本会には、次の機関をおく。

- 1 代議員会
- 2 運営委員会
- 3 執行部
- 4 クラブ・サークル運営委員会
- 5 大学祭実行委員会
- 6 スポーツ大会実行委員会
- 7 イベント委員会
- 8 広報委員会
- 9 その他必要とされる委員会

第 7 条 本会は、本学学長、学生委員会の専任教員、学生支援センター長、教務部長、五反田事務部長、世田谷事務部長、東が丘・立川事務部長、千葉事務部長、和歌山事務部長を顧問とする。

**第 4 章 代議員会**

第 8 条 代議員会は、総会に関わる機関として、本会の活動方針及び活動内容を討議し決

定する最高議決機関であり、代議員はこれに参加する権利を有する。

第 9 条 代議員は学年、学科ごとに 2 名以上 4 名以内を選出する。また、代議員は学科・学年の代表という観点で、クラブ・サークル運営委員、大学祭実行委員、スポーツ大会実行委員、イベント委員会、広報委員会及びその他発足された委員会の委員を兼ねることは出来ない。

第 10 条 代議員会における議決事項は、次に掲げるものとする。

- 1 規約の改正
- 2 予算、決算に関わる事項の審議及び承認
- 3 執行部の選出
- 4 代議員の中より会長 1 名及び副会長 5 名以内、書記若干名、会計若干名の選出
- 5 会計監査 1 名の選出
- 6 その他の必要事項の決議及び承認

第 11 条 前条にて選出された会長は、代議員会の議長となる。

第 12 条 定例代議員会は、年 3 回開催し、議長が召集する。

第 13 条 臨時代議員会は、執行部または各委員会の発議ならびに代議員の 3 分の 1 以上の要求のあった場合に限り、議長がこれを召集する。

第 14 条 代議員会は、全代議員の 2 分の 1 の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数によるものとし、可否同数の場合は議長がこれを決する。尚、代議員内において議決権を委任することでの代理出席を認める。

第 15 条 代議員開催の日時及び議題等は、緊急の場合を除き、開催 1 か月及び 1 週間前に議員に告示する。

第 16 条 代議員の任期は次の通りとする。毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

## 第 5 章 運営委員会

第 17 条 運営委員会は、執行部、及び各委員会の委員長を委員とする。

第 18 条 運営委員会は、代議員会に次ぐ議決機関であり、規約に基づき討議事項を審議し執行部の合意のもとに諸事項を施行する。

第 19 条 運営委員は、全学友会員を代表して、学生支援センター、教務部、東が丘・立川事務部、千葉事務部、和歌山事務部と定期的に協議を行う。

第 20 条 運営委員会は、会長が議長となる。

第 21 条 定例運営委員会は、月 1 回開催し、議長が召集する。

第 22 条 運営委員会は、運営委員の過半数の出席をもって成立する。

第 23 条 臨時の運営委員会は、執行部の発議ならびに運営委員の 3 分の 1 以上の要求のあった場合に限り、会長がこれを召集する。

第 24 条 運営委員会における議決は出席委員の過半数により決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。尚、議決権を委任することでの代理出席を認める。

第 25 条 運営委員会の任期は次の通りとする。毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

## 第 6 章 執行部

第 26 条 執行部役員構成及び定員は次の通りとする。

- 1 会長 1 名（代議員会による選出）
- 2 副会長 5 名以内（代議員会による選出）
- 3 書記 若干名（代議員の中から選出）
- 4 会計 若干名（代議員の中から選出）
- 5 その他必要とされる役職（代議員の中から選出）

第 27 条 執行部の任務は次の通りとする。

- 1 その年度の活動計画、予算、各委員会の設置、及びその他の重要事項を討議し、代議員会及び運営委員会にこれを発議し、承認を得て実施する。
- 2 執行部は全学生団体に対し、円滑な活動のための情報を提供する義務を有する。
- 3 役員の新旧交代時には、引き継ぎのための研修を新役員に対して行う。

第 28 条 執行部役員は、次の通りとする。

- 1 会長は、本会を代表し、一切の業務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、必要な場合にその任務を代行する。
- 3 書記は、本会の諸記録、資料保存及び備品管理を行う。
- 4 会計は、本会の会計事務を行う。

## 第 7 章 クラブ・サークル運営委員会

第 29 条 クラブ・サークル運営委員会は、本学の有志により構成される。

第 30 条 クラブ・サークル運営委員会には、委員の互選により委員長、副委員長を置く。

第 31 条 クラブ・サークル運営委員会は、各クラブ・サークルの活動を円滑にするために執行部と連絡を取り、併せてクラブ・サークルにおける諸問題の調整を行う。

第 32 条 クラブ・サークル運営委員会は、各クラブ・サークルの予算配分の立案及び決算の報告、クラブ・サークルの認定ならびに廃止の提案を執行部に対して行うこと

ができる。

第 33 条 クラブ・サークルの実行計画、予算計画は、学生支援センター、学生委員会、代議員及び関係機関との協議を経て、合意により決定する。

第 34 条 クラブ・サークル運営委員会については、別に細則を定める。

## 第 8 章 大学祭実行委員会

第 35 条 大学祭実行委員会は、本学の有志により構成される。

第 36 条 大学祭実行委員会には、委員の互選により委員長・副委員長を置く。

第 37 条 大学祭実行委員会は、大学祭の企画、運営を通して、学生、教職員及び一般来学者相互の親睦を深め、本会及び本学の向上、発展を図る。

第 38 条 大学祭実行委員会は、執行部及び各委員会と協力し、大学祭の企画、運営にあたる。また規約に基づき必要事項を討議し、執行部の合意の下に諸事項を施行する。

第 39 条 大学祭の実行計画、予算計画は、学生支援センター、学生委員会、代議員及び関係機関との協議を経て、合意により決定する。

## 第 9 章 スポーツ大会実行委員会

第 40 条 スポーツ大会実行委員会は、本学の有志により構成される。

第 41 条 スポーツ大会実行委員会には、委員の互選により委員長、副委員長を置く。

第 42 条 スポーツ大会実行委員会は、スポーツ大会の企画、運営を通して、学生および教職員相互の親睦を深め、本会及び本学の向上、発展を図る。

第 43 条 スポーツ大会実行委員会は、執行部および各委員会と協力し、スポーツ大会の企画運営にあたる。

第 44 条 スポーツ大会の実行計画、予算計画は、学生支援センター、学生委員会、代議員及び関係機関との協議を経て合意により決定する。

## 第 10 章 イベント委員会

第 45 条 イベント委員会は、本学の有志により構成される。

第 46 条 イベント委員会には、委員の互選により委員長、副委員長を置く。

第 47 条 イベント委員会は、イベントの企画、運営を通して、学生及び教職員相互の親睦を

深め、本会及び本学の向上、発展を図る。

第 48 条 イベント委員会は、執行部及び各委員会と協力し、イベントの企画運営にあたる。

第 49 条 イベントの実行計画、予算計画は、学生支援センター、学生委員会、代議員及び関係機関との協議を経て合意により決定する。

## 第 11 章 広報委員会

第 50 条 広報委員会は、本学の有志により構成される。

第 51 条 広報委員会には、委員の互選により委員長、副委員長を置く。

第 52 条 広報委員会は、広報誌の作成、「Life of THCU」の作成、及びその他の情報誌を通して、学生生活に必要な情報を学生に提供し、本会及び本学の向上、発展を図る。

第 53 条 広報委員会は、執行部及び各委員会と協力し、広報誌の作成にあたる。

第 54 条 広報の実行計画、予算計画は、学生支援センター、学生委員会、代議員及び関係機関との協議を経て合意により決定する。

## 第 12 章 その他必要とされる委員会

第 55 条 その他必要とされる委員会は、本会の運営を円滑に行うために必要な場合、執行部の発議と運営委員会の承認によって設置される。

第 56 条 その他必要とされる委員会の組織、名称、委員の任期、委員会の収集、解散等については、運営委員会の決定による。

第 57 条 その他必要とされる委員会は、執行部及び運営委員会より委嘱された特別行事等についての運営及び決議機関となる。

## 第 13 章 会 計

第 58 条 本会の運営は、入会金、会費、寄付金及びその他の収入をもって行う。

第 59 条 会費は入会金 10,000 円を入学時、会費年額 5,000 円を毎年度初めに納入するものとする。

第 60 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 14 章 会計監査

第 61 条 本会には代議員の互選による会計監査を若干名、及び職員会計監査を若干名置き、職員会計監査は事務局長が委嘱する。

第 62 条 会計監査役は、本会の会計に関する一切の監査を行う。

## 第 15 章 会則の改正

第 63 条 本規約の改正及び補足は、執行部、各委員会または全会員の 6 分の 1 以上の要求がある場合、運営委員会において発議される。その審議により、出席者の 3 分の 2 以上の支持を得てこの要求が認められた場合、執行部において改正案及び補足案が作成され、代議員会に提出することができる。

第 64 条 会則の改正案及び補足案は、代議員会の審議を経て出席者の過半数の同意をもち成立する。

### 附則

平成 30 年 3 月 1 日代議員会にて審議

本規約は、平成 17 年 4 月 1 日よりこれを施行する。

本規約は、平成 18 年 4 月 1 日よりこれを施行する。

本規約は、平成 22 年 4 月 1 日よりこれを施行する。

本規約は、平成 25 年 4 月 1 日よりこれを施行する。

本規約は、平成 26 年 4 月 1 日よりこれを施行する。

本規約は、平成 27 年 4 月 1 日よりこれを施行する。

本規約は、平成 30 年 4 月 1 日よりこれを施行する。

29.10.4

学科長会議

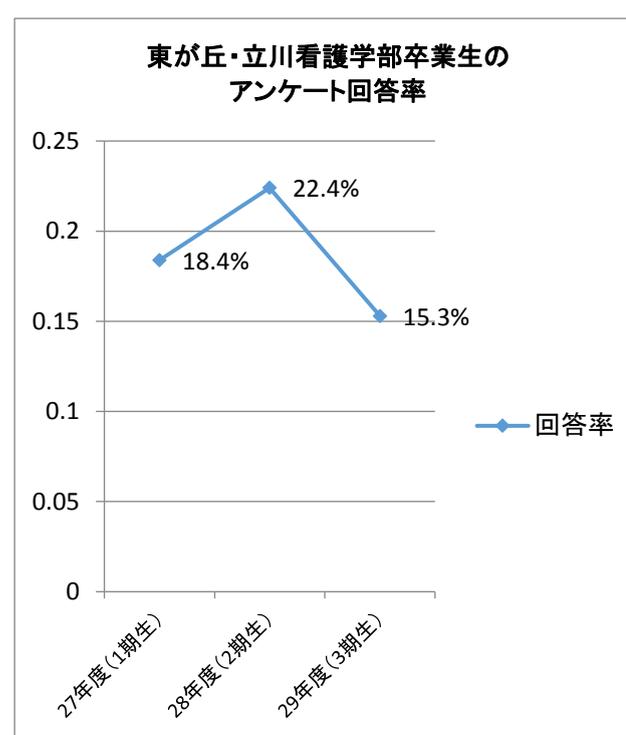
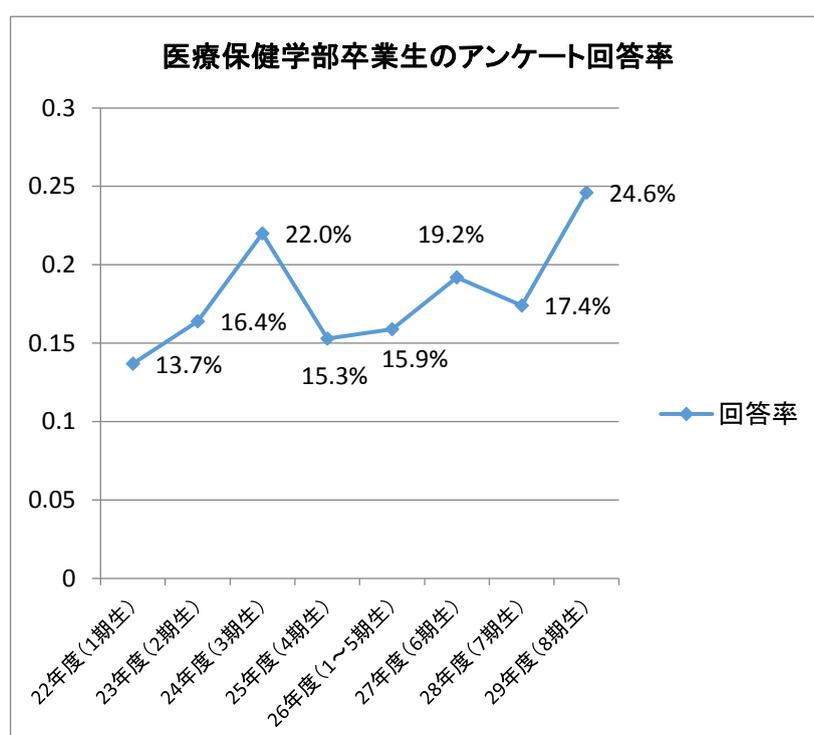
## 平成29年度 卒業生アンケート実施結果について

1. 医療保健学部及び東が丘・立川看護学部卒業生の勤務先における状況を確認するとともに、大学在学時の学修や課外活動の感想を聞くために平成22年度以降毎年度卒業後1年を経過した卒業生を対象としてアンケートを実施しております。
2. 平成29年度においては、医療保健学部8期生280名及び東が丘・立川看護学部3期生98名を対象として、卒業生アンケートを実施し(アンケート実施期間:平成29年8月1日～9月7日)、卒業後の就職状況及び大学時代の学び・経験で役に立っていること等について聞いております。
3. 実施結果の概要は次のとおりです。アンケート結果については、授業内容・方法の改善充実や在学生の修学支援に活用を図ることとしており、各キャンパスに掲示するとともにホームページに掲載いたします。

回答状況について

単位:人

学部	学科	対象者	回答者	回答率	記名者数	記名率	HPからの回答数
医療保健	看護	108	18	16.7%	18	100.0%	5
	医療栄養	108	34	31.5%	32	94.1%	17
	医療情報	64	17	26.6%	16	94.1%	7
	計	280	69	24.6%	66	95.7%	29
東が丘・立川看護	看護学科	98	15	15.3%	11	73.3%	0
総合計		378	84	22.2%	77	91.7%	29



○学生時代を振り返り、役立っている授業、課外活動はなんですか。

※回答者84名の内66名からの記述があり、様々な意見が寄せられたが同一内容のものを項目ごとに以下に列記した。

学部・学科	授業内容	件数	
医療保健学部 看護学科 (18件)	演習・実習	2件	記録の書き方や観察など、日常基本となるものだと痛感したため。
	看護学	13件	看護の基本的知識を学ぶことは大切。人体の解剖の理解度が高いと珍しい疾患も分かりやすい。大学病院なので看護研究やケースレポートも取り組んでおり、学生時代にそれらを実践できたのは非常に助かった為。
			産科、婦人科、乳腺外科の混合病棟のため、対象理解に役立った。
			保健師として必要な地域を見る力や資料、データをみる力がついたと思うため
	入院患者さんが高齢の方が多く、在宅支援など行う際に介護保険などの仕組みや施設の種類など、学んだことが現場で多くあった。		
	実際の職場に近い体験が出来たから。特に訪問や健康教育の経験を活かしています。		
統合と実践	2件	看護職の活動の場を知ることができ、実習と並行して行うことで自身を見つめなおし将来像を考えていくことが出来るため	
	就職してからも自分のなりたい看護師像を考える必要があります。講座を受けたことで、自分の将来像をより具体的にイメージできるようになったと感じるため。		
その他	1件	患者様だけでなく自分も含めた医療職の健康維持・増進に役立つ	
医療保健学部 医療栄養学科 (28件)	栄養学	10件	患者さんへの栄養指導や相談にのるさいに役立っています。
			栄養相談時に役立つから
			仕事で栄養相談をするので、そこでの知識がかなり役立つ
		お客様への伝え方や客層に合った商品のご紹介方法、それぞれの年代に合わせた問題点を今に活かしていると思います。	
	調理学	6件	調理をする中で、どこが衛生的に気を付けなければならないのかを身につけられた。また教育実習では、子どもとの接し方、職員との連携など現場を見ることが出来た。
	調理業務の為、塩分濃度など論理的に考える事が出来るため		
	日頃調理業務をしていて知識が問われるため、食育の考案に役立っている		
給食経営	3件	衛生の仕事をしているため	
食品学	3件	業務の中に調理、アレルギー対応、衛生管理があるため。	
	焼菓子メーカーのため、使用原料の知識、原理の理解ができていて、実践(商品試作)に活かすことが出来ました。		
医療保健学部 医療栄養学科 (28件)	実習	2件	発表の機会が多く、パワーポイントなどの扱いに慣れた
		国試突破のためにも重要ですが、働いていると今まで学んだ知識の引き出しが使えるようになったり更に増えたりして楽しさを感じます。	
	就活講座	3件	様々な職種や業種の説明を聞くことができ、自分のやりたいことや方向性が明確になった。
	就活のノウハウが分かったため		
	自分は何が得意でどんな性格で何ならむいているのか考えることが出来ました。		
その他	1件	現在業務がビックデータ活用、分析のため統計学知識がある程度あってよかったです。SEに限らずデータを扱う者は知っていて損はないと思います。	
医療保健学部 医療情報学科 (11件)	PC授業	4件	現在Javaを使用していますが、C言語の基本を教えてくださいのおかげで、Javaもつかみやすいです。ですが未だにメモ帳で記入すると処理がわかりにくいと思われま。せめてエディターの導入をお願いします。
			PCの基礎・分析、なぜそうなるのかの考察、この流れによって「分からない」を追求することは、仕事をしてからも役立つ経験。
	情報演習	2件	管理士業務をやっているの、分類ができないと何も出来ない。
		ゼミでExcelの具体的な内容をやったので、応用が効いてとても重宝している。	
	実習	2件	医療法や保険のことなど、日常的に関わっているから。
	社会人として働くイメージを持つきっかけになったから		
その他	3件	医学の知識を身に付けることにより、医師との会話がしやすく、現在とても役に立っていると思います。	

東が丘・立川看護学部 看護学科 (9件)	看護学	7件	専門的な勉強なので、一度頭に入れておけば知識として身に付いています。 実習は社会勉強になり、良い経験になりました。
			看護を提供する上で必要な基本となる看護の技術取得ができたから。 新人として必要な部分。特に基礎看護学は講座・実習・指導が丁寧であった事、 成人・老年はほとんどの患者が高齢な方のため、即必要となった。
			就職支援講座はマナーなど社会人として必要最低限な部分の指導が貰える ため。
			地域で療養している方々の話を聞いたり、機材等を実際に見たり触れたり 出来て非常に良い学びになったため。
	小児病院で働いており、学生時代に学んだ知識や技術を生かす事ができている		
卒業研究	1件	大学院でも研究を行っているため	
母性講義	1件	助産師の魅力を知り興味が湧いたから	

課外活動	件数	活動内容等
サークル・部活	3件	アロマサークル、老人ホームでのボランティア参加 等
アルバイト	2件	保育・調理アルバイト 等
実習	5件	大量調理実習・病院実習・企業実習 等
学園祭	2件	大学祭実行委員
その他	5件	病院見学、被災地訪問、食育大会 等

○あなたが社会人として必要と考える能力や資質を踏まえ、後輩へのアドバイスをお願いします。

※回答者84名のうち70名からの記述があり、様々な意見が寄せられたが同一内容のものを項目ごとに以下に列記した。

必要と考える能力・資質(件数)	
コミュニケーション能力 (25件)	1人で抱え込まないこと、困ったことを他者に相談できる力が必要 実践では、知識だけでなく周りのスタッフとのコミュニケーション能力が求められるので、 実習でも先生、スタッフ、患者さんと沢山話して、いい看護が提供できるように頑張り ましょう。
	1年目は分からない事、初めての事ばかりです。分からない事を「分からない」と先輩に 言える事、どんな時も報告・連絡・相談をしっかり出来る力が重要だと思うので、実習・ 私生活でも意識出来ると良いと思います。
	社会に出ると、ほとんど自分より年上…と言う中で、自分の意見を上手に相手に伝える 難しさを痛感しています。受け身にならず自分の意見を上手に表現できるようになると、 社会に出た時できることが多いのでは。
	コミュニケーション力が一番大切になると思う。苦手な人ともうまく付き合っていないと いけないと自覚することが必要だと思う。
	コミュニケーション能力、長く続けるため、職場の人と上手くやって行く為にも。最低限の 挨拶、御礼を言うことが大切。まずこのことが出来ないと他の事が出来ても意味が無い。
	社会人では1人で仕事をする事はほぼなく、初対面の人と一緒に仕事をする事が よくあります。そのため、雑談力は必須です。この能力がなくて取り残される人を よく見ます。
	自分から学ぶという意欲を持つこと、表現することが大切だと思います。 疑問に思ったことはどんどん質問しようという姿勢が大切です。
向上心 (10件)	学生のうちにやりたいことを見つけるのは難しい。働いてみて、感じて遅くないと 私は思います。ただ、学生時代に「やり遂げる」ことを学べることは貴重。 その後の自信に繋がります。
	日々の講義や実習に自ら学ぶという姿勢を持ち勉強することが大切です。 自分の進みたい進路とは違う講義でも役に立つことがあります。
向上心 (10件)	受け身ではなく、自分から進んで考えること、提供物の期限等、時間もいい加減に ならないよう学生の内にその部分を身につける。基本のことが出来る人が社会人の スタートラインに立てると思う。
社会人的マナー (6件)	他者に配慮することが出来る、体力、忍耐。この3つが無ければ社会で働くことは 厳しい。それが現実です。
	礼儀ある挨拶、積極的な行動、真面目な姿勢を意識することで自分の道も広がる と考えます。
	保育園では園長先生やパートさんなど年上の方と関わることも多いため、言葉遣いや 挨拶などの最低限のマナーは必要だと思います。

<p>大学で得た知識 (勉強、実習、課外活動etc) (15件)</p>	<p>チーム医療を実現するために、学生時代から講義のグループワークなどに積極的に参加していくことが必要だと思います</p>
	<p>社会に出て、本当の意味で「自分の生き方」を考えました。大学での学びや色々な人たちとの出会いは自分の財産です。ムダには絶対ならないので、目の前の事を一生懸命頑張れば大丈夫だと思います。</p>
	<p>社会人として必要な事は課題に対して自分が出来る範囲でどのように解決できるのか、解決策を多方面から考えることのできる対応力だと思います。学生のうちから色々な事にチャレンジしておくの良いと思います。</p>
	<p>文章読解力、応用力。栄養学関連はどうしても暗記物が多いが、丸暗記する癖を身につけないでほしいと思います。社会人になり、知見が求められる事が多いからです。</p>
	<p>授業や実習で学んだ事は就職・進学先で必ず役に立ちます。 立派な看護職になれるよう頑張ってください。</p>
	<p>病院や企業、様々な就職先がありますが、どこに行っても役に立たない講義はありません。興味がない、つまらないと感じても、何となくでも耳に入れておくと、いつか繋がり役に立ちます。</p>
<p>人間関係 (7件)</p>	<p>わからないこと、疑問に思ったことは先輩や他職種の人に聞くこと。 先輩、同期との人間関係を良好に構築すること。</p>
	<p>大学を卒業し、環境や仕事など大変なことが多いけれど、大学時代の友人や同期に助けられることが多く、看護師2年目まで続けられています。1人で抱え込まず頑張ってください。</p>
	<p>大学生の間にバイトも旅行も色々経験して人としての幅を広げて欲しいなと思います。患者さんの幸せについて考える時に色々なアイデアが生まれます。</p>
<p>その他 (7件)</p>	<p>仕事が始まると多くの業務が重なるので、主に実習を乗り切る為の時間管理と体調管理、根気は今後生きてくると思います。周りに相談して支え合いながら頑張ってください。</p>
	<p>今、学んでいることは知識人としてとても重要なのでしっかり吸収するように。時間があるのは大学生のうちだけなので無駄にせずバイト・サークル・課外活動等に使うと良いと思います。</p>
	<p>忙しいと看護観がわからなくなることがあるので、どんな看護観で働きたいか、しっかり意思をもって働いてほしい。</p>
	<p>焦らない事。焦ると見えるものも見えなくなるから。一呼吸置いて落ち着いてから取り組むことが大事！</p>

○教育や進路・就職支援を含め東京医療保健大学全般の評価やご意見等がありましたら記入して下さい。

※回答者84名の内48名からの記述があり、様々な意見が寄せられたが項目ごとに以下に列記した。

内容	評価	件数	
<p>就活(24件)</p>	<p>好評</p>	<p>21件</p>	<p>とても面倒みがよく、就職支援は手厚いと思います、卒業してからも相談に乗って頂くこともあり、助かっております！</p>
			<p>就職活動のフォローが早く、いろんな職種を知ることができました。 また、昼夜を問わずメールの相談や、履歴書の添削を着いていただけとてもありがたかったです。</p>
			<p>就職支援はとても手厚かったと思います。1人1人の面談では、就活に対する気持ち作りが出来ました。</p>
			<p>私は、就職活動に支援センターの方が手厚くフォローしてくださったおかげで良い会社で働いています。大変だとは思いますが、私のときと同じように後輩のことをよろしく願いいたします。</p>
			<p>見捨てないで、親身に進路について一緒に考えてくれたから、今、自分がここまでは頑張ろうって思っています。ありがとうございます。</p>
			<p>就職活動から内定を頂くまで多方面にわたり助けていただき、諦めずに挑戦することが出来ました。卒業してからも本当に素敵な大学だと思います。有り難うございました。</p>
	<p>要望</p>	<p>3件</p>	<p>就活前の企業説明会だけでなく、始まってからもあると良いなと思います。</p>
<p>学習(12件)</p>	<p>好評</p>	<p>9件</p>	<p>グループワークやディスカッションの場を多く設けて頂けたことはとてもためになったと思います。</p>
			<p>国家試験対策をしっかりとして頂き、合格することができました。保健師の国家試験と看護師の国家試験、両方の勉強の仕方などサポートがしっかりしていて勉強しやすい環境でした。</p>

学習(12件)	好評	9件	<p>親しみやすい先生が多く、伸び伸びと学習に励むことが出来ました。自分の意見を述べる機会が多かったことは、言いたいことを上手く伝える力を養うため、とても良かったです。満足・感謝しています。</p> <p>専門知識のある先生との距離が近いところと私はいつもお答えしてます。小さい大学ですが、熱心な就職支援サポートと専門性をいかしたカリキュラムが、名の知れた大学よりも勝っていると思います。</p>
	要望	3件	東が丘から助産専攻科に進学し、両学部の良さ、カリキュラムの違いから戸惑うこともありました。五反田と東が丘がもっと仲良くなって欲しいです。
生活(7件)	好評	6件	<p>在学中は、授業や就職支援など、どの先生や支援センターの人に相談しても親身になって聞いてくださり、とても心強く感じていました。また卒業後も相談など聞いてくださり、とても感謝しています。いつも有り難うございます。</p> <p>アットホームな大学で、のびのびと自分らしく学生生活を送ることができました。お世話になりました。</p> <p>在学中だけでなく、卒業後も気にかけて頂き、いつもありがとうございます。</p>
	要望	1件	<p>せっかく新しいキャンパスもできることで、キャンパス間・学部間の交流がもっとあるといいと思います。もったいない感じがします。私はTHCUの8期生という一桁年度に在学できたことを非常に幸運に思っています。</p> <p>在学中にも、ずいぶんカリキュラムが改良されていく場に居合わせる事ができました。</p> <p>進化し続けるTHCUを頼もしく感じます。卒業生が自分の娘・息子を入れる大学、そしてTHCUのナース、栄養士etc.はちょっとイイね…と各所で言われるような未来がくと確信します。あと、図書館でOJOBの印刷やPC利用が改善されると嬉しいです。</p>
実習(2件)	好評	2件	<p>働きはじめて客観的に、他の学校の実習の様子を見て、THCUの実習は厳しさもありつつ、患者との関わりを大切にしている時間が多いと感じたことがたくさんあった。でも、学生のうちに学べる実習は大切にしてほしいし、実習の厳しさをそのままにしてほしい。</p> <p>実習が充実していて、入職当初他大学の子より技術が身に付いていた事を実感した</p>
その他(3件)	要望	3件	<p>卒業証明書がほしいので、早くホームページを準備中から作ってほしいです。</p> <p>卒業時に貰った紙では本人証明書が何がOKなのか分かりません。</p> <p>もう少し知名度のある大学の方が、就職には有利だと実感しました。</p>



平成 29 年 8 月吉日

東京医療保健大学  
卒業生の皆さまへ

東京医療保健大学  
学生支援センター

### 卒業生アンケートのお願い

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

東京医療保健大学は本年 3 月には東が丘・立川看護学部から 4 期生、医療保健学部では 9 期生が卒業しました。皆さまのご支援ご協力に心より感謝申し上げますとともにご報告させていただきます。

このたび、平成 28 年 3 月の卒業生を対象とした「卒業生アンケート」を実施いたします。アンケート結果は就職支援、学修支援等に活用させていただきますのでご協力方よろしく願いいたします。お忙しい中お手数をおかけしますが、同封の「アンケート調査票」にご回答いただき返信用封筒にて 9 月 7 日までにご返送いただくか、本学ホームページからのご回答をお願い致します。

今後の皆さまの益々のご活躍とご発展を心よりお祈り申し上げます。

学生支援センター  
担当 井上、佐々木  
03-5799-3711

#### 【追記】

1. 大学ホームページからご回答いただく際は、『卒業生の皆さまへ』より『卒業生アンケート』に進んでいただきご回答をお願い致します。
2. 記名し、ご回答いただいた卒業生には、粗品を進呈(郵送)します。
3. 『住所変更届(現住所登録)』、『改姓届』が卒業生のページで簡単に出来ます。『卒業生相談窓口』を開設しています。

- ★ ホームページを閲覧いただき、ご活用をお願いします。
- ★ 今年度の医愛祭を 11 月 3 日(金)、4 日(土)に世田谷キャンパスで開催します。卒業生の皆様のご来場をお待ちしています。

平成29年度 東京医療保健大学 卒業生アンケート 調査票 《看護学科》

※このアンケート結果は就職支援、学修支援等に活用させていただきます。記名は任意です。

【卒業年月】 平成28年3月

【性別】 男性 女性

【氏名】(ご記入は任意) \_\_\_\_\_ ※記名し回答いただいた方に粗品を郵送いたします。

Q1 卒業時の進路をお伺いします。(○を付けてください。)

- ・ 就職した(自営も含む) ⇒ Q2へ
- ・ 進学した(大学院、大学、専門学校など) } ⇒ Q4へ
- ・ その他(就職活動継続、家事手伝い、ご結婚など)

Q2 卒業時の勤務先及び職種について教えてください。(○を付けてください。)

《勤務先》

- a. 病院    b. クリニック等医療機関    c. 社会福祉施設    d. その他(                    )

《職種》

- ・看護師    ・保健師    ・その他(                    )

Q3 転職または離職されましたか。(○を付けてください。)

- ・ していない。    ・ した。(時期:            年            月)

Q4 現在の状況について教えてください。(○を付けてください。)

【就職している方】

《勤務先》名称(ご記入は任意)

- a. 病院    b. クリニック等医療機関    c. 社会福祉施設    d. その他(                    )

《職種》

- ・看護師    ・保健師    ・助産師    ・その他(                    )

【その他】

・大学院、大学、専門学校等で勉強している。

・その他: \_\_\_\_\_

Q5 学生時代を振り返り、役立っている講座、課外活動はなんですか。理由やご意見等を記入してください。

○講座名(複数可): \_\_\_\_\_

理由等: \_\_\_\_\_

○課外活動 \_\_\_\_\_

Q6 あなたが社会人として必要と考える能力や資質を踏まえ、後輩へのアドバイスをお願いします。

Q7 教育や進路・就職支援を含め東京医療保健大学全般の評価やご意見等がありましたら記入してください。

ご協力、ありがとうございました。学生支援センター





平成29年度 東京医療保健大学 卒業生アンケート 調査票 《東が丘・立川看護学部 看護学科》

※このアンケート結果は就職支援、学修支援等に活用させていただきます。記名は任意です。

【卒業年月】 平成28年3月

【性別】 男性 女性

【氏名】(ご記入は任意) \_\_\_\_\_ ※記名し回答いただいた方に粗品を郵送いたします

Q1 卒業時の進路をお伺いします。(○を付けてください。)

- ・ 就職した(自営も含む) ⇒ Q2へ
- ・ 進学した(大学院、大学、専門学校など) } ⇒ Q4へ
- ・ その他(就職活動継続、家事手伝い、ご結婚など)

Q2 卒業時の勤務先及び職種について教えてください。(○を付けてください。)

《勤務先》

- a. 病院    b. クリニック等医療機関    c. 社会福祉施設    d. その他(                    )

《職種》

- ・看護師    ・保健師    ・その他(                    )

Q3 転職または離職されましたか。(○を付けてください。)

- ・ していない。    ・ した。(時期:            年            月)

Q4 現在の状況について教えてください。(○を付けてください。)

【就職している方】

《勤務先》名称(記入は任意)

- a. 病院    b. クリニック等医療機関    c. 社会福祉施設    d. その他(                    )

《職種》

- ・看護師    ・保健師    ・助産師    ・その他(                    )

【その他】

・大学院、大学、専門学校等で勉強している。

・その他: \_\_\_\_\_

Q5 学生時代を振り返り、役立っている講座、課外活動はなんですか。理由やご意見等を記入してください。

○講座名(複数可): \_\_\_\_\_

理由等: \_\_\_\_\_

○課外活動 \_\_\_\_\_

Q6 あなたが社会人として必要と考える能力や資質を踏まえ、後輩へのアドバイスをお願いします。

\_\_\_\_\_

Q7 教育や進路・就職支援を含め東京医療保健大学全般の評価やご意見等がありましたら記入してください。

\_\_\_\_\_

ご協力、ありがとうございました。学生支援センター